平成２４年（フ）第１９号
福島県相馬市岩子字数馬196番地
破産者　有限会社ミナミ
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２４年（フ）第１０８号
富山県高岡市戸出栄町57番地の８
破産者　株式会社村谷美銅
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第２００号
岐阜県羽島郡岐南町上印食７丁目31番地
破産者　株式会社鴻臚館
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３２３号
名古屋市中区伊勢山１丁目１番22号
破産者　合資会社伊勢山ガラス工業所
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４５号
三重県四日市市南浜田町８番46号、前住所名古屋市中川区山王４丁目７番17号　ミクニマンション２Ａ
破産者　牛嶋　基博
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１５号
三重県四日市市羽津町23番19号　カルム・ラ・フォーレＡ―106、前住所三重県四日市市西浦２丁目８番20号　三恵ビル301号
破産者　鬼太郎こと　三鬼リツコ
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２１４１号
大阪市西区江戸堀１丁目20番22号
破産者　株式会社大和
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３８４号
大阪市中央区南新町１丁目３番10号
破産者　株式会社プラネット
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８９４号
大阪市西区北堀江３丁目６番28―302号
破産者　マテック株式会社
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９１５号
大阪府東大阪市角田１丁目11番５号
破産者　株式会社ＮＴ
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０４２号
大阪市中央区南船場４丁目10番20
破産者　株式会社エイチ・ビー・エス
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０８５号
三重県伊賀市炊村滝ヶ鼻3218番地、商業登記簿上の本店所在地三重県伊賀市炊村2958番地
破産者　有限会社エノモト梱包
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９１号
堺市中区深阪2453番地の２
破産者　株式会社ベルナール
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２３９号
神戸市中央区港島南町５丁目５番２号
破産者　アルブラスト株式会社
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６７１号
兵庫県尼崎市神崎町16番21号
破産者　株式会社Ｋ．Ｓワールド
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３５９号
奈良市法華寺町303番地の７
破産者　松嶋　勝広
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３６０号
奈良市法華寺町303番地の７
破産者　松嶋　澄子
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第６８１号
岡山市北区西崎２丁目10番17号
破産者　中山　恵子（旧姓赤松）
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３３３号
高知市上町５丁目５番８号
破産者　牧建設有限会社
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第９３号
福島県喜多方市豊川町米室字大上川原5313番地２、従前の本店所在地福島県河沼郡湯川村大字浜崎字東殿町１番地４
破産者　有限会社松田光機
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第７６３号
東京都町田市相原町1800番地26
破産者　志賀　信隆
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１４４９号
東京都日野市高幡３番９号
破産者　有限会社日野建設
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部